岡崎市空家等対策計画の改定(案)に対するご意見と市の考え方

	ご意見等	市の考え方
1 – 1	住宅は、人の生活の拠点となるものであり、	法的手段により、市が放置された建築物の
	住人に利用されている。利用されなくなった	取壊しや改修を行い、活用することはできま
	ときは、通常、建替え等がなされ、また新たな	せん(特定空家等については、空家法第14条
	利用が開始されるが、利用されないまま放置	第9項に基づく行政代執行により、市が建築
	されるものが空家等となる。	物を取り壊すことができる可能性はあります
	空家等対策とは、法的手段により、そのよう	が、行政代執行までには、同条第1項に基づく
	な放置された建築物の取壊しや改修を行い、	助言又は指導、同条第2項に基づく勧告及び
	活用することだと思う。空家等対策が年々強	同条第3項に基づく命令を行う必要があり、
	化されていることを踏まえると、空家等とな	直ちに行うことはできません。)。しかし、所有
	って間もない段階から空家等の活用や建築物	者等に対し、適切な管理を行うよう指導する
	の取壊しに至る段階まで、対応が可能と考え	ことや活用を働きかけることは可能です。
	られる。	なお、本市の空家等対策においては、「空家
		等となる前の段階」、「空家等となった段階」、
		「管理不全の空家等となった段階」、「跡地と
		なった段階」の4つの段階ごとに課題を設定
		し、課題に応じた取組を推進していきます
		(p. 30)。

	ご意見等	市の考え方
1-2	最近では、町内においても、空家等となって	ご指摘のとおり、空家等対策では、市と地域
	間もないものが散見されるようになってい	の協働が不可欠であるため、市民等との協働
	ప .	を基本方針に掲げているところです (p.34)。
	ごく初期の段階では、利用されている住宅	また、空家等の管理不全解消に関する取組
	と空家等の違いはあまりないが、近隣住民は、	では、地域との連携 (p.48) を挙げています。
	住人を見かけない、郵便物が溜まっている、回	ただし、個人情報保護の観点から、所有者等の
	覧板が滞る等により、利用されていないと判	同意なしに連絡先を伝えることはできないた
	断できる。組長が組内を調査し、ごく初期の段	め、迅速にご対応いただくことが難しい場合
	階で空家等を把握することができれば、町内	も多いことが実情です。長期にわたって放置
	会で所有者等の連絡先を把握し、対応できる	される空家等を発生させない地域づくりのた
	可能性が高い。	め、空家等問題に意欲的に取り組む町内会へ
	町内会では、所有者等の連絡先を把握でき	の支援体制を検討していきます。
	ない場合は、総代から市に所有者等の調査を	
	依頼する。市から所有者等の連絡先の情報提	
	供を受け、所有者等への対応は町内会が行う。	
	所有者等が空家等の管理、活用等に対して前	
	向きでない等、対応が難しい場合は市が対応	
	する。	
	地域と市が連携し、まずは、身近な町内会が	
	迅速に対応することにより、長期にわたって	
	放置される空家等を発生させないことが重要	
	である。	
	市は、空家等問題に意欲的に取り組む町内	
	会への支援体制を構築し、空家等が地域社会	
	に重大な問題をもたらす前の取組を推進して	
	いく必要がある。	
2-1	空家等対策において、空家等に関するデー	空家等の実態調査は、令和3年度に実施し
	タベースの整備 (p. 36) は基本だと思うが、実	ました。次回は令和13年度の実施予定ですが、
	態調査を早急に行う必要がある。	今後の空家等の動向・推移等を勘案し、実施時
		期を検討します (p.36)。

	ご意見等	市の考え方
2 - 2	市街化区域では、町の衰退とともに空家等	空家等の活用を促進し、街の活性化につな
	が増加している。令和5年度には NHK 大河ド	がるよう努めます。
	ラマ「どうする家康」が放映されるので、岡崎	なお、東岡崎駅、桜城橋、籠田公園周辺を含
	市に訪れる観光客が、名鉄東岡崎駅から降り	むエリアにおいては、まちの魅力を高めるた
	て桜城橋を通り、龍田公園でひと休みしたと	め QURUWA (くるわ) 戦略を推進しております。
	きにがっかりしないような街の活性化を希望	空き家・空き店舗などの実態を把握する各地
	する。	域の自治会や出店意欲のある民間事業者と連
		携し、引き続きまちの活性化を推進します。
2 - 3	啓発パンフレット (p.38) は、担当部局の窓	啓発パンフレットは、必要に応じて、市民セ
	口だけでなく、市民センター、地域交流センタ	ンター、地域交流センター、地域福祉センター
	一、高齢者の施設等でも配布すべきである。ま	等で配布しています。また、のぼり旗等につい
	た、のぼり旗等を設置することにより、より一	ては、今後検討していきます。
	層のアピールになると思う。	
2 - 4	相続登記の義務化 (p. 39) は、市民が分かる	専門家による啓発セミナー、出前講座、市政
	ように説明してほしい。	だより等による周知を行い、市民にご理解い
		ただけるよう努めます。
2 - 5	民間事業者が提供する制度 (p. 39) につい	市では、所有者等に対し、民間事業者が提供
	て、リースバック、リバースモーゲージ等は、	する制度について情報提供を行いますが、適
	発生抑制の提案には適しているが、誰もが条	用条件等詳しい内容は、制度を提供する事業
	件に当てはまるとは限らないので、特に高齢	者に聞いていただくことになります。
	者には丁寧に説明し、慎重に提案しなければ	
	ならない。	
2 - 6	空家等の活用は、相続等の問題により、困難	ご指摘のとおり、空家等の所有者等が抱え
	なケースも多い。市の協力のもと、地域活性化	る様々な問題により、活用が進まない場合も
	のための活用、町内会による活用 (p. 41) を行	多いことが実情です。
	い、地域での空家等の活用を推進していくこ	市では、所有者等が抱える様々な問題を解
	とを希望する。	決するため、活用が困難な物件の流通促進プ
		ラットフォームの構築 (p. 40) や活用に関する
		補助 (p.41) を行い、活用を支援するとともに、
		地域と協働し、地域での空家等の活用を推進
		するよう努めます。

	ご意見等	市の考え方
2 - 7	事業者の意見 (pp. 94-95) のとおり、建築物	本市では、「危険空き家除却事業費補助金」
	の除却に関する補助の対象を拡大したり、補	の制度 (p.104) を実施しています。補助対象
	助額や補助件数を増やしたりすべきだと思	の拡大、補助の増額等を行うことは、空家等の
	う。	適切な管理や活用の促進に関して、一定の効
		果が期待できますが、空家等は個人の財産で
		あり、管理等の第一義的な責任は所有者等に
		あるため、慎重に検討しなければなりません。
		なお、現在、補助額の上限は10万円で、解体
		費用が高額となること等により、解体が進ま
		ない無接道等の空家等に対しては、令和3年
		度から、補助額の上限を 120 万円としていま
		す。

- ※ いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。
- ※ いただいたご意見のうち、個別案件や個人情報に関するもの、本計画に直接関係のないものは記載しておりません。